

道路運送法の事業区分について

旅客自動車運送事業

(定義) 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業 (法第2条第2項)

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

例:

路線バス、高速バス、乗合タクシー、コミュニティバス 等

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業

1個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業

例:

観光バス 等

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業

1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する事業

例:

タクシー、ハイヤー、介護タクシー 等

自家用有償旅客運送 (法第78条)

(旅客自動車運送事業によることが困難な場合に限り自家用有償運送を認める)

自家用自動車は、以下の場合を除き、有償で運送の用に供してはならない

(1) 災害のため緊急を要する場合

(2) 市町村、NPO等が市町村の住民等一定の旅客の運送を行うとき
(登録制)

- ・ 市町村運営有償旅客運送
- ・ 過疎地有償運送
- ・ 福祉有償運送

(3) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送を行うとき (許可制)

改正法による自家用有償運送に係る取扱いについて

旧80条による有償運送

- ・災害のため緊急を要する場合
- ・公共の福祉を確保するためやむを得ない場合（例外許可）

- ・市町村バス
- ・過疎地有償運送
- ・福祉有償運送
- ・スクールバス
（学校教育法等に限る）
- ・訪問介護員等による有償運送許可

改正法による有償運送

- 【法第78条第1号】
- ・災害のため緊急を要する場合

改正法による登録制度

- 【法第78条第2号】
- ・市町村運営有償運送
〔交通空白輸送
市町村福祉輸送〕
 - ・過疎地有償運送
 - ・福祉有償運送

改正法による許可制度

- 【法第78条第3号】
- ・スクールバス
（学校教育法等に限る）
 - ・訪問介護員等による有償運送許可

自家用有償旅客運送の概要

< 運営協議会 >

(市町村運営有償運送にあつては地域公共交通会議)

地方公共団体(主宰者)、地方運輸局(又は支局)、学識経験者、利用者、地域住民、移送に関する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係交通機関(事業者団体を含む)等で構成

関係者間で、自家用有償運送の必要性、対価等について合意

運輸局・支局に
申請

登録

自家用自動車による有償運送が可能に

< 運送の対象 >

過疎地・福祉有償運送の場合は、会員登録をしている者が対象

< 遵守事項等 >

安全の確保・利用者利便の確保

- ・ 運転者：基本は二種免許だが、一定の認定講習を修了している場合等は、一種免許でも可
- ・ 運行管理体制、整備管理体制、事故処理体制の整備
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ 損害賠償措置 等

運送の対価の説明

- ・ 対価について掲示又は事前に説明(問題がある場合は変更命令)

白タク防止措置

- ・ 団体名、有償運送である旨等を車体に表示
- ・ 運転者証等の車内掲示
- ・ 登録証の写しの携行・表示

結果のフィードバック

事故等を運輸局等
へ報告

運輸局等の監査
行政処分等

運輸局・支局による事後チェック

事故の再発防止・利用者保護の確保

地方公共団体による
実態把握と
フォローアップ
(指導・助言)